

令和6年2月市議会定例会

議 案

焼 津 市

令和6年2月市議会定例会

議 案 目 次

議案番号	件 目	頁
認第1号	専決処分事件の報告及び承認について（令和5年度焼津市一般会計補正予算（第7号））	1
認第2号	専決処分事件の報告及び承認について（令和5年度焼津市一般会計補正予算（第8号））	8
認第3号	焼津市監査委員の選任について	別冊
認第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
認第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
議第1号	令和6年度焼津市一般会計予算案	別冊
議第2号	令和6年度焼津市し尿処理事業特別会計予算案	〃
議第3号	令和6年度焼津市土地取得事業特別会計予算案	〃
議第4号	令和6年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案	〃
議第5号	令和6年度焼津市温泉事業特別会計予算案	〃
議第6号	令和6年度焼津市駐車場事業特別会計予算案	〃
議第7号	令和6年度焼津市介護保険事業特別会計予算案	〃
議第8号	令和6年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計予算案	〃
議第9号	令和6年度焼津市港湾事業特別会計予算案	〃
議第10号	令和6年度焼津市水道事業会計予算案	〃
議第11号	令和6年度焼津市病院事業会計予算案	〃
議第12号	令和6年度焼津市公共下水道事業会計予算案	〃
議第13号	令和5年度焼津市一般会計補正予算（第9号）案	〃
議第14号	令和5年度焼津市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
議第15号	令和5年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）案	〃
議第16号	令和5年度焼津市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）案	〃
議第17号	令和5年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）案	〃
議第18号	令和5年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
議第19号	令和5年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第4号）案	〃
議第20号	令和5年度焼津市病院事業会計補正予算（第2号）案	〃
議第21号	令和5年度焼津市公共下水道事業会計補正予算（第1号）案	〃
議第22号	焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議第23号	焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
議第24号	焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	別冊
議第25号	焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	15
議第26号	焼津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
議第27号	焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	18

議第28号	焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	19
議第29号	焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	20
議第30号	焼津市市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22
議第31号	焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	23
議第32号	志太広域事務組合規約の変更について	24
議第33号	焼津市道路線の認定について	25
議第34号	焼津市道路線の廃止について	26
報第1号	専決処分事件の報告について（道路管理瑕疵による歩行者転倒事故に起因する損害賠償事件について）	27
報第2号	専決処分事件の報告について（学校事故に起因する損害賠償事件について）	28

認第1号

専決処分事件の報告及び承認について

「令和5年度焼津市一般会計補正予算（第7号）」を令和5年12月28日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月15日提出
焼津市長 中野 弘道

専第27号

令和5年度焼津市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度焼津市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,688,534千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,551,619千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月28日専決処分
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,947,129	388,534	9,335,663
	2 国庫補助金	2,961,521	388,534	3,350,055
18 寄附金		7,220,086	2,300,000	9,520,086
	1 寄附金	7,220,086	2,300,000	9,520,086
歳入合計		60,863,085	2,688,534	63,551,619

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		19,766,416	388,534	20,154,950
	1 社会福祉費	5,471,950	388,534	5,860,484
7 商工費		8,340,014	2,300,000	10,640,014
	1 商工費	8,340,014	2,300,000	10,640,014
歳出合計		60,863,085	2,688,534	63,551,619

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,947,129	388,534	9,335,663
18 寄附金	7,220,086	2,300,000	9,520,086
歳入合計	60,863,085	2,688,534	63,551,619

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	19,766,416	388,534	20,154,950	388,534	0	0	0
7 商工費	8,340,014	2,300,000	10,640,014	0	0	0	2,300,000
歳出合計	60,863,085	2,688,534	63,551,619	388,534	0	0	2,300,000

2. 歳入

款 項 目	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	8,947,129	388,534	9,335,663
2 国庫補助金	2,961,521	388,534	3,350,055
2 民生費国庫補助金	1,419,254	388,534	1,807,788
18 寄附金	7,220,086	2,300,000	9,520,086
1 寄附金	7,220,086	2,300,000	9,520,086
2 ふるさと寄附金	7,200,000	2,300,000	9,500,000
歳 入 合 計	60,863,085	2,688,534	63,551,619

3. 歳出

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	19,766,416	388,534	20,154,950	388,534	0	0	0
1 社会福祉費	5,471,950	388,534	5,860,484	388,534	0	0	0
1 社会福祉総務費	1,398,481	388,534	1,787,015	388,534	0	0	0
7 商工費	8,340,014	2,300,000	10,640,014	0	0	0	2,300,000
1 商工費	8,340,014	2,300,000	10,640,014	0	0	0	2,300,000
2 商工業振興費	4,249,887	1,105,531	5,355,418	0	0	0	1,105,531
5 ふるさと寄附金基金費	3,607,168	1,194,469	4,801,637	0	0	0	1,194,469
歳 出 合 計	60,863,085	2,688,534	63,551,619	388,534	0	0	2,300,000

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
7 物価高騰対応 重点支援地方 創生臨時交付 金	388,534	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 補助率 10/10 388,534
1 ふるさと寄附 金	2,300,000	ふるさと寄附金

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	900	低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業費 低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業費 (物価高騰重点支援) 380,000 低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業費 (物価高騰重点支援) 8,534
10 需用費	50	
11 役務費	870	
12 委託料	6,714	
19 扶助費	380,000	
11 役務費	216,523	ふるさと納税推進事業費 ふるさと納税推進事業費 1,105,531
12 委託料	889,008	
24 積立金	1,194,469	ふるさと寄附金基金積立金 ふるさと寄附金基金元金積立金 1,194,469

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,529	585,139	3,301,819	2,214,344	6,101,302	1,198,480	7,299,782	
補正前	1,529	585,139	3,301,819	2,213,444	6,100,402	1,198,480	7,298,882	
比較	0	0	0	900	900	0	900	

職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	55,603	90,363	47,210	69,649	107,492	7,226	387,424	0
補正前	55,603	90,363	47,210	69,649	107,492	7,226	386,524	0
比較	0	0	0	0	0	0	900	0

区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	1,334,201	75,391	39,785			
補正前	0	0	1,334,201	75,391	39,785			
比較	0	0	0	0	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	771	0	2,834,370	1,978,624	4,812,994	973,694	5,786,688
補正前	771	0	2,834,370	1,977,724	4,812,094	973,694	5,785,788
比較	0	0	0	900	900	0	900

職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	55,603	90,363	47,210	69,649	85,482	3,945	374,245	0
補正前	55,603	90,363	47,210	69,649	85,482	3,945	373,345	0
比較	0	0	0	0	0	0	900	0

区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	1,144,842	67,500	39,785			
補正前	0	0	1,144,842	67,500	39,785			
比較	0	0	0	0	0			

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	758	585,139	467,449	235,720	1,288,308	224,786	1,513,094
補正前	758	585,139	467,449	235,720	1,288,308	224,786	1,513,094
比較	0	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳

(単位 千円)

区分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	0	0	0	0	22,010	3,281	13,179	0
補正前	0	0	0	0	22,010	3,281	13,179	0
比較	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	189,359	7,891	0			
補正前	0	0	189,359	7,891	0			
比較	0	0	0	0	0			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増減分		
		その他の増減分	0	
職員 手当	900	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	900	時間外勤務手当 900

専決処分事件の報告及び承認について

「令和5年度焼津市一般会計補正予算（第8号）」を令和5年12月31日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月15日提出
焼津市長 中野 弘道

専第28号

令和5年度焼津市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度焼津市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ400,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,951,619千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月31日専決処分
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄 附 金		9,520,086	400,000	9,920,086
	1 寄 附 金	9,520,086	400,000	9,920,086
歳 入 合 計		63,551,619	400,000	63,951,619

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		10,640,014	400,000	11,040,014
	1 商 工 費	10,640,014	400,000	11,040,014
歳 出 合 計		63,551,619	400,000	63,951,619

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 寄 附 金	9,520,086	400,000	9,920,086
歳 入 合 計	63,551,619	400,000	63,951,619

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	10,640,014	400,000	11,040,014	0	0	0	400,000
歳 出 合 計	63,551,619	400,000	63,951,619	0	0	0	400,000

2. 歳入

款 項 目	補正前の予算額	補正予算額	計
18 寄附金	9,520,086	400,000	9,920,086
1 寄附金	9,520,086	400,000	9,920,086
2 ふるさと寄附金	9,500,000	400,000	9,900,000
歳 入 合 計	63,551,619	400,000	63,951,619

3. 歳出

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	10,640,014	400,000	11,040,014	0	0	0	400,000
1 商工費	10,640,014	400,000	11,040,014	0	0	0	400,000
2 商工業振興費	5,355,418	196,800	5,552,218	0	0	0	196,800
5 ふるさと寄附 金基金費	4,801,637	203,200	5,004,837	0	0	0	203,200
歳 出 合 計	63,551,619	400,000	63,951,619	0	0	0	400,000

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 ふるさと寄附金	400,000	ふるさと寄附金

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
11 役務費	90,490	ふるさと納税推進事業費
12 委託料	106,310	ふるさと納税推進事業費
24 積立金	203,200	ふるさと寄附金基金積立金
		ふるさと寄附金基金元金積立金
		196,800
		203,200

焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年焼津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第5条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

（焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 焼津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年焼津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年焼津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律48号）の施行の日から施行する。

焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市手数料条例の一部を改正する条例（案）

焼津市手数料条例（平成12年焼津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第13号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第51号中「交付」の次に「（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加え、同表第52号中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「閲覧」の次に「（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加え、同表第53号中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加え、「1棟」を「1つの家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録された家屋」に改め、同表第54号中「閲覧」の次に「（同法第382条の4に規定する土地名寄帳又は家屋名寄帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加え、同表第80号の次に次の2号を加える。

（80の2）介護保険法第115条の22第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の申請 15,000円

（80の3）介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2に規定する指定介護予防支援事業者の更新の申請 8,000円

別表第93号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第80号の2及び第80号の3の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

焼津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）
焼津市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年焼津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 雑則（第16条）」を

「第5章 焼津市災害弔慰金等支給審査委員会（第16条—第20条）

第6章 雑則（第21条）」に改める。

第5章中第16条を第21条とし、同章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 焼津市災害弔慰金等支給審査委員会

（焼津市災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条 市長の諮問に依りて、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査し、及び審議するため、法第18条に規定する審議会その他合議制の機関として、焼津市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) 学識経験者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、委嘱の日から当該調査及び審議が終了する日までとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長及び副委員長）

第17条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第18条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第19条 委員会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年焼津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「の同項第1号」を「の同条第1号」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

焼津市国民健康保険税条例(昭和41年焼津市条例第16号)の一部を次のように改正する。
第2条第3項ただし書及び第21条第1項中「20万円」を「22万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の焼津市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

焼津市介護保険条例（平成12年焼津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「33,540円」を「30,958円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「43,602円」を「40,144円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「50,310円」を「46,948円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「60,372円」を「61,236円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「67,080円」を「68,040円」に改め、同項第6号中「80,496円」を「81,648円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、同項第7号中「87,204円」を「88,452円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、同項第8号中「100,620円」を「102,060円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、同項第9号中「107,328円」を「115,668円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、同項第10号中「114,036円」を「129,276円」に改め、同号ア中「500万円」を「520万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、同項第11号中「120,744円」を「142,884円」に改め、同号ア中「750万円」を「620万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、同項第12号中「127,452円」を「156,492円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「720万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、同項第13号中「第39条第1項第10号」を「第38条第1項第13号」に、「134,160円」を「163,296円」に改め、同条第2項中「20,124円」を「19,391円」に改め、同条第3項中「26,832円」を「26,536円」に改め、同条第4項中「46,956円」を「46,607円」に改める。

第11条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「若しくは第5号ロ又は第8条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イ」を「第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号、第2号、第3号、第4号若しくは第5号又は第8条第6号、第7号、第8号、第9号若しくは第10号」を「第38条第1項第1号から第12号までのいずれか」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の焼津市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

焼津市市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

焼津市市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）
焼津市市営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成9年焼津市条例第44号）の一部を
次のように改正する。

別表第2第8項第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

焼津市水道事業給水条例（平成10年焼津市条例第10号）の一部を次のように改正する。
第4条、第32条第2項及び第35条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

志太広域事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、志太広域事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和6年2月15日提出
焼津市長 中野 弘道

志太広域事務組合規約の一部を変更する規約（案）

志太広域事務組合規約（昭和47年静岡県指令地第300号許可）の一部を次のように変更する。

別表中

「

ごみ処理施設の建設、設置及び管理並びにごみ等の処分等に関する事務	建設費、償還元金及び償還利息	搬入量割
	施設管理費（ごみ等の処分等に要する費用を含む。）	施設搬入量割

を

「

ごみ処理施設の建設、設置及び管理並びにごみ等の処分等に関する事務	建設費、償還元金及び償還利息	搬入量割
	施設管理費（ごみ等の処分等に要する費用を含む。）	施設搬入量割
ごみ処理施設の解体に要する経費及び解体までの維持管理経費		総人口割 2分の1 総搬入量割 2分の1

に改め、同表中備考5を備考7とし、備考4を備考6とし、備考3の次に次のように加える。

4 総人口割は、当該施設の稼働開始から廃止までの期間に係る毎年の3月31日現在における関係市の住民基本台帳記録人口の総数の割合により算定した額による。

5 総搬入量割は、当該施設の稼働開始から廃止までの期間における関係市の搬入量の総量の割合により算定した額による。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

焼津市道路線の認定について
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、焼津市道の路線を次のとおり認定する。

令和6年2月15日提出
焼津市長 中野 弘道

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
上新田第三児童遊園南分譲地線	焼津市上新田 1059 番 13 地内	
	焼津市上新田 1059 番 13 地内	

焼津市道路線の廃止について
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、焼津市道の路線を次のとおり廃止する。

令和6年2月15日提出
焼津市長 中野 弘道

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
0202号線	焼津市利右衛門1707番8地内	
	焼津市吉永2871番地先	

専決処分事件の報告について

「道路管理瑕疵による歩行者転倒事故に起因する損害賠償事件について」を令和5年12月21日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日提出
焼津市長 中野 弘道

専第26号

道路管理瑕疵による歩行者転倒事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路管理瑕疵による歩行者転倒事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和5年12月21日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
法定代理人
住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 26,250円

専決処分事件の報告について

「学校事故に起因する損害賠償事件について」を令和6年1月17日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日提出
焼津市長 中野 弘道

専第1号

学校事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、学校事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和6年1月17日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
法定代理人
住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 48,753円